宝塚市移動式赤ちゃんの駅貸出要綱

（目的）

第１条　この要綱は、市内で開催されるイベントに、乳幼児のおむつ交換や授乳を行うためのスペースとして移動式赤ちゃんの駅をイベントの主催者に貸し出すことにより、乳幼児を抱える保護者が安心してイベントに参加できる環境を整備し、子育てにやさしい街づくりを推進するとともに、観光振興を図ることを目的とする。

第２条　この要綱で、移動式赤ちゃんの駅とは、次に掲げる備品によって構成されるものとする。

（１） 折り畳み式テント

（２） 折り畳み式おむつ交換台

（３） クッションマット

（貸出しの対象イベント）

第３条　この要綱の対象となるイベントは、次の各号に掲げる条件をすべて満たすものとする。

（１） 乳幼児を連れた保護者が参加できるイベント

（２） 政治、思想又は宗教の活動を目的としないイベント

（３） 営利を主たる目的としないイベント

（４） 法令又は公序良俗に反しないイベント

（貸出しの対象団体）

第４条　移動式赤ちゃんの駅の貸出しを受けることができる者は、次の各号に掲げる条件をすべて満たす団体とする。

（１） 市内でイベントを主催する団体

（２） 法令又は公序良俗に反しない団体

（貸出しの申込み）

第５条　移動式赤ちゃんの駅の貸出しを受けようとする者（以下「申込者」という。）は、宝塚市移動式赤ちゃんの駅貸出申込書（様式第１号。以下「申込書」という。）に必要な書類を添付し、市長に提出しなければならない。

２　申込者は、貸出しを受けようとする日の３カ月前から７日前までに申込書を提出しなければならない。なお、市長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

（貸出しの承認等）

第６条　市長は、申込書の提出があったときは、その内容を審査の上、貸出しの可否を決定し、宝塚市移動式赤ちゃんの駅貸出承認書（様式第２号）又は宝塚市移動式赤ちゃんの駅貸出不承認書（様式第３号）により申込者に通知するものとする。

２　貸出しの希望期間が重複する複数の申込みがあった場合の貸出順位は、次の順序による。

（１） 宝塚市が主催するイベント

（２） 宝塚市が後援するイベント

（３） 前２号以外のイベント

３　前項の規定により同順位である者相互間の貸出順位は、申込みの先着順とする。

（貸出しの期間）

第７条　赤ちゃんの駅の貸出期間は、概ねイベントの実施期間に前後１日を加えた期間内とし、最長７日とする。ただし、貸出しが重複しない場合で、市長が認める場合は、この限りでない。

（貸出料）

第８条　移動式赤ちゃんの駅の貸出料は、無料とする。

（貸出し及び返却）

第９条　移動式赤ちゃんの駅の貸出承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、自ら宝塚市子ども家庭支援センターにおいて移動式赤ちゃんの駅を直接借り受け、返却の際は、宝塚市移動式赤ちゃんの駅使用実績報告書（様式第４号）を提出のうえ、返却しなければならない。

２　使用者は、返却時に移動式赤ちゃんの駅に破損、汚損等がないか十分確認しなければならない。

３　移動式赤ちゃんの駅の貸出及び返却は、第１及び第３火曜日を除く宝塚市子ども家庭支援センターの執務時間内とする。

（使用上の遵守事項）

第１０条　使用者は、移動式赤ちゃんの駅の使用に際し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１） 第三者に権利を譲渡又は転貸しないこと。

（２） 承認書に記載のイベント以外には使用しないこと。

（３） 善良な管理者の注意をもって適正に管理及び使用すること。

（４） その他市長が特に付した条件に従って使用すること。

（貸出承認の取消し）

第１１条　市長は、使用者が前条に掲げる事項を遵守しなかった場合、又はこの要綱の規定に違反した場合は、貸出承認を取り消すことができる。

２　市長は、前項の規定により貸出承認を取り消した場合は、宝塚市移動式赤ちゃんの駅貸出承認取消書（様式第５号）により使用者に通知するものとする。

３　前２項の場合において、既に貸出しを行っている場合は、市長は返還を命じるものとし、使用者は直ちにこれに応じなければならない。

４　貸出承認の取消しにより使用者に損害が生じても、市は一切の責任を負わない。

（原状回復）

第１２条　故意又は重大な過失によって、移動式赤ちゃんの駅を破損又は汚損した場合は、使用者の責任と負担により、補修等必要な処置を行い、原状に復さなければならない。

２　前項の場合において補修等が困難な場合は、市長は使用者に対して、現物をもって損害を賠償させることができる。

（市の責任）

第１３条　移動式赤ちゃんの駅の使用により、使用者が被った損害又は使用者が第三者に与えた損害に対しては、市は一切の責任を負わない。

（補則）

第１４条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

　　　附　則

　この要綱は、平成２８年３月２２日から施行する。